

事業報告書

指定試験機関名：日本ウインドウ・フィルム工業会

検 定 職 種：ガラス用フィルム施工

事 業 年 度：2020 年度（2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日）

事 項	状 況
実施した技能検定の概要	別紙「技能検定実施状況結果報告書」のとおり
<p>1 試験科目の認定等</p> <p>(1) 指定試験機関技能検定委員の選任の状況</p> <p>【能開則第 63 条の 9 第 3 項及び第 4 項に関する事項についての状況等】</p> <p>(2) 試験問題等の作成等の状況</p> <p>【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(3) 試験問題の水準調整会議の開催状況</p> <p>【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】</p>	<p>2019 年度に開始した 2 年に一度の実技検定委員の見直しの結果は次のとおり。</p> <p>建築フィルム作業 55 名 自動車フィルム作業 34 名</p> <p>2020 年度は、下記を選任した。</p> <p>建築フィルム作業 5 名選任 (計 60 名) 自動車フィルム作業 0 名選任 (計 34 名)</p> <p>指定試験機関技能検定委員会を 4 回開催した。 実技試験問題作成に係わるもの 1 回開催。 (前期建築フィルム作業 1 回、後期自動車フィルム作業 0 回) 学科試験問題作成に係わるもの 3 回開催。 (前期建築フィルム作業 3 回、後期自動車フィルム作業 0 回)</p> <p>前期 建築フィルム作業 (1 級及び 2 級) については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、試験時期を当初の 6 月中旬から 7 月末に変更したことに伴い、2020 年 7 月 9 日に開催した。 後期 自動車フィルム作業 (1 級及び 2 級) については、新型コロナウイルス感染症の感染を懸念し受検申請者が 3 名と少数であったため、2020 年 10 月 15 日に試験中止を決定し公表したことに伴い、実施しなかった。</p>
<p>2 技能検定試験の実施等</p> <p>(1) 公示・公表の状況</p> <p>① 実施公示の状況</p> <p>【技能検定実施計画において規定される指定試験機関が行う実施公示の状況】</p> <p>② 実技試験問題の概要、 合否基準及び試験問題 の正当の公表の状況</p>	<p>運営するホームページ上において前期建築フィルム作業は、2020 年 3 月 1 日、後期自動車フィルム作業は 2020 年 8 月 1 日に公示した。</p> <p>また、受検案内や申請書類及び 1 級、2 級の実技試験問題をホームページからダウンロードできるようにし、ホームページの利用ができない受検者に対しては、募集案内等を送付し、全ての受検者に周知を図った。</p> <p>業界紙 2 社に各 1 回、技能検定試験募集案内を掲載してもらい、受検希望者に周知徹底した。</p> <p>後期の自動車フィルム作業の実技試験問題は、2020 年 8 月 3 日に運営するホームページで公表した。(2020 年前期の建築フィルム作業の実技試験問題は、2020 年 3 月 2 日にホームページで公表済) 合否基準はホームページに常時公表している。また、学科試験問題とその答えは、前期は 8 月 27 日、後期は試験中止に伴い、公表は行わなかった。</p>

<p>(2) 受検申請書の受付の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(3) 受検資格審査及び試験免除資格審査の状況 【能開則第 64 条の 7 及び第 65 条の 2 の運用状況について】</p> <p>(4) 受検票等の交付に係る状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項について】</p> <p>(5) 実技試験の実施の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(6) 学科試験の実施状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(7) 試験の合否判定等の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(8) 合格者の発表等の状況 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>(9) 合格証書の交付等の状況 【法第 49 条、能開則第 68 条の 2 に関する事項についての状況】</p>	<p>前期については 2020 年 4 月 1 日から 4 月 22 日にかけて受付を行い、93 件の申請を受け付けた。また、後期は 2020 年 9 月 1 日から 9 月 23 日にかけて受付を行ったが、試験を中止したため、既に受検申請を受け付けた 3 名については個別に連絡し受検手数料を返金した。</p> <p>受検資格を審査した結果、前期については 0 名の者が、後期については 0 名の者が受検資格を満たさなかった。また、試験免除資格を審査した結果、試験免除資格に該当したものは前期については 13 名、後期については 0 名であり、試験免除資格に該当しなかった者は前期については 80 名、後期については 3 名であった。</p> <p>申請事項が適正なものに対しては、前期については 6 月 15 日に受験票、実技試験時間割表、受験上の注意事項を受検者宛てに発送した。後期については、試験中止のため発送を行わなかった。</p> <p>前期については 2020 年 7 月 28 日から 7 月 30 日にかけて京都府、神奈川県において開催し、後期については試験中止のため実技試験を実施しなかった。 別紙 「2020 年度技能検定実施状況報告書」のとおり。</p> <p>2020 年 7 月 29 日に大阪府、神奈川県において開催し、後期については試験中止のため学科試験を実施しなかった。 別紙 「2020 年度技能検定実施状況報告書」のとおり。</p> <p>合否判定基準に基づき、前期については 58 名を合格と判定した。後期については試験中止のため合否判定を行わなかった。 (計 58 名合格)</p> <p>前期については、厚生労働大臣による合否決定の手続き等を実施した後、2020 年 9 月 18 日にホームページで合格発表を行った。 後期については、試験中止のため合格発表等を行わなかった。 別紙 「2020 年度技能検定実施状況報告書」のとおり。</p> <p>1 級ガラスフィルム施工職種に係る合格証書については、厚生労働省より 40 枚の送付を受け、そのうち 14 枚 (含、刷り直し 0 枚) を使用し、2020 年 10 月 29 日合格者あてに発送した。2 級ガラスフィルム施工職種に係る合格証書については、44 枚作成し、2020 年 9 月 23 日合格者あてに発送した。 後期については、試験中止のため合格証書の発行を行わなかった。</p>
---	--

<p>3 その他</p> <p>(1) 秘密保持義務、業務制限等の周知状況</p> <p>(2) 試験業務に関する内部監査の実施状況</p> <p>(3) 合格証書再交付等の状況</p> <p>【法第 49 条、能開則第 68 条の 2 に関する事項についての状況】</p> <p>(3) 特例講習の実施状況</p>	<p>秘密保持義務、秘密事項の範囲、秘密事項の適切な取扱い及び業務制限について役職員に対しては 2020 年 6 月 23 日に周知し、指定試験機関技能検定委員に対しては、前期は 7 月 28 日、30 日に教育した。</p> <p>後期は試験を中止したため、行わなかった。</p> <p>試験業務に関与していない業務委員を監査担当者に任命し、前期は 2020 年 7 月 29 日に行った学科試験及び 2020 年 7 月 28 日から 7 月 30 日にかけて行った実技試験業務を対象に公正な観点から監査を実施した。後期は試験を中止したため、2020 年 9 月 1 日から 9 月 23 日に受け付けた受検申請、その後の受検手数料の返金等の対応を含む受検者名簿の管理等の事務について監査を行った。</p> <p>(監査対象には、受検申請書の審査、受検者名簿の管理等事務を含む)</p> <p>再交付申請に基づき、1 級については 0 件、2 級については 2 件の再交付を行った。</p> <p>特例講習は行わなかった。</p>
--	---